



車輪脱落事故防止策として行政処分を強化

近年、車輪脱落事故が増加傾向にあります。今年10月1日より、車輪脱落事故を起こした自動車運送事業者および整備管理者に対する行政処分が強化されました。車両総重量8トン以上のトラックで、ホイール・ナットの脱落などの車輪脱落事故を起こすと行政処分などにより「車両の使用停止」になります。さらに3年以内に再発すると「整備管理者は解任」されます。事故は経営にも大きな影響を及ぼしますので、対策を万全にお願いします。

行政処分について
詳しくはこちら



UO-T-S